建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十二条第六項	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十三条第七項

第二条第二項第五号

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十二条第六項	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十三条第七項

（略）

第二条第四項

（略）	
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十二条第六項	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十三条第七項
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第六条	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第七条第五項において準用する同規則第六条

（略）

（主要構造部のうち防火上及び避難上支障がない部分の位置等の表示）

第八条の四　令第百八条の三各号のいずれにも該当する部分を有する建築物については、その出入口その他の見やすい場所に、当該部分の位置その他必要な事項を表示しなければならない。

（認定申請書及び認定通知書の様式）

第十条の四の二　法第四十三条第二項第一号、法第四十四条第一項第三号、法第五十二条第六項第三号、法第五十五条第二項、法第五十七条第一項、法第六十八条第五項、法第六十八条の三第一項から第三項まで若しくは第七項、法第六十八条の四、法第六十八条の五の二、法第六十八条の五第一項若しくは第二項、法第六十八条の六、法第八十六条の六第二項、令第百三十一条の二第二項若しくは第三項、令第百三十七条の十二第六項若しくは第七項又は令第百三十七条の十六第二号の規定（以下この条において「認定関係規定」という。）による認定を申請しようとする者は、別記第四十八号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ、特定行政庁が規則で定める図書又は書面を添えて、特定行政庁に提出するものとする。

2～4　（略）

（容積率の算定の基礎となる延べ面積に床面積を算入しない機械室等に設置される給湯設備その他の建築設備）

第十条の四の四　法第五十二条第六項第三号の国土交通省令で定める建築設備は、建築物のエネルギー消費性能（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第二条第一項第二号に規定するエネルギー消費性能をいう。第十条の四の六第一項及び第十条の四の九第一項において同じ。）の向上に資するものとして国土交通大臣が定める給湯設備とする。

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十二条第六項	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十三条第七項

第二条第二項第五号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十二条第六項	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十三条第七項

（略）

第二条第四項

（略）	
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十二条第六項	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十三条第七項
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第六条	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第七条第五項において準用する同規則第六条

（略）

（新設）

（認定申請書及び認定通知書の様式）

第十条の四の二　法第四十三条第二項第一号、法第四十四条第一項第三号、法第五十二条第六項第三号、法第五十五条第二項、法第五十七条第一項、法第六十八条第五項、法第六十八条の三第一項から第三項まで若しくは第七項、法第六十八条の四、法第六十八条の五の二、法第六十八条の五第一項若しくは第二項、法第六十八条の六、法第八十六条の六第二項、令第百三十一条の二第二項若しくは第三項又は令第百三十七条の十六第二号の規定（以下この条において「認定関係規定」という。）による認定を申請しようとする者は、別記第四十八号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ、特定行政庁が規則で定める図書又は書面を添えて、特定行政庁に提出するものとする。

2～4　（略）

（容積率の算定の基礎となる延べ面積に床面積を算入しない機械室等に設置される給湯設備その他の建築設備）

第十条の四の四　法第五十二条第六項第三号の国土交通省令で定める建築設備は、建築物のエネルギー消費性能（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第二条第一項第二号に規定するエネルギー消費性能をいう。第十条の四の六第一項及び第十条の四の九第一項において同じ。）の向上に資するものとして国土交通大臣が定める給湯設備とする。